

令和 8 年大船渡市議会
第 1 回定例会追加議案

令和 8 年 3 月 17 日提出

番 号	件 名
報告第 1 号	投票所施設の破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について
報告第 2 号	大船渡市行政改革大綱の策定について
報告第 3 号	大船渡市水産業振興計画の策定について
報告第 4 号	大船渡市教育振興基本計画の策定について
議案第 38 号	大船渡市総合計画後期基本計画を定めることについて
議案第 39 号	大船渡市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
議案第 40 号	大船渡市税条例の一部を改正する条例について
議案第 41 号	令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 11 号）を定めることについて
議案第 42 号	令和 8 年度大船渡市一般会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
議案第 43 号	令和 8 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて

報告第1号

投票所施設の破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

投票所施設の破損事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 渕 上 清

写

専 決 処 分 書

投票所施設の破損事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び大船渡市長専決条例（昭和27年大船渡市条例第44号）第2条第10号の規定により次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の相手方	和解の内容	損害賠償の額	損害賠償の原因
大船渡市日頃市町字田代屋敷20番地5 田代屋敷地域公民館長 佐々木純一	大船渡市は相手方に損害賠償の額14,300円を支払う。	14,300円	令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査において、投票所として借用した田代屋敷地域公民館の玄関脇に掲示していた投票所懸垂幕が固定具ごと強風にあおられ玄関ガラスを破損した。 事故原因は、懸垂幕の固定が不十分だったことによる。

令和8年2月26日専決

大船渡市長 瀧 上 清

報告第2号

大船渡市行政改革大綱の策定について

大船渡市行政改革大綱を別冊のとおり策定したので、大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年大船渡市条例第32号）第3条第2項の規定により報告します。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 淵 上 清

報告第3号

大船渡市水産業振興計画の策定について

大船渡市水産業振興計画を別冊のとおり策定したので、大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年大船渡市条例第32号）第3条第2項の規定により報告します。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 淵 上 清

報告第4号

大船渡市教育振興基本計画の策定について

大船渡市教育振興基本計画を別冊のとおり策定したので、大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年大船渡市条例第32号）第3条第2項の規定により報告します。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 淵 上 清

議案第38号

大船渡市総合計画後期基本計画を定めることについて

大船渡市総合計画後期基本計画を別冊のとおり定めることについて、大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年大船渡市条例第32号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

大船渡市総合計画後期基本計画を定めようとするものです。

議案第39号

大船渡市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

大船渡市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

大船渡市過疎地域持続的発展計画を定めようとするものです。

議案第40号

大船渡市税条例の一部を改正する条例について

大船渡市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税の課税額に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市税条例の一部を改正する条例
大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険税の課税額)</p> <p>第140条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(保険税の課税額)</p> <p>第140条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第141条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第142条 第140条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第143条 第140条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の2及び第161条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第145条の2及び第161条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>21,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,700円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>16,050円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第141条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第142条 第140条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第143条 第140条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の2、<u>第147条の6</u>及び第161条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第145条の2、<u>第147条の6</u>及び第161条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>20,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,525円</u></p>

改正前	改正後
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第147条の2 [略]</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第147条の2 [略]</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> 第147条の3 第140条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> 第147条の4 第140条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。</p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> 第147条の5 第140条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u> 第147条の6 第140条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円 (2) 特定世帯 350円 (3) 特定継続世帯 525円</p>
<p>(保険税の減額) 第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減</p>	<p>(保険税の減額) 第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減</p>

改正前	改正後
<p>額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</u></p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>21,630円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,980円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>7,490円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>11,235円</u></p>	<p>額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからリまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）の合算額とする。</u></p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20,790円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,490円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>7,245円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>10,868円</u></p>

改正前	改正後
<p>ハ～ハ [略]</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>15,450円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>5,350円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>8,025円</u></p> <p>ハ～ハ [略]</p>	<p>ハ～ハ [略]</p> <p>ト <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 770円</u></p> <p>チ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円</u></p> <p>リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>490円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>245円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>368円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>14,850円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,350円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>5,175円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>7,763円</u></p> <p>ハ～ハ [略]</p> <p>ト <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 550円</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,180円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,280円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>2,140円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>3,210円</u></p> <p>ハ～ハ [略]</p>	<p>チ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円</u></p> <p>リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>350円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>175円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>263円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,940円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,140円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>2,070円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>3,105円</u></p> <p>ハ～ハ [略]</p> <p>ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>220円</u></p> <p>チ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円</u></p> <p>リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の</p>

改正前	改正後
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,635円</u></p> <p>ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,725円</u></p> <p>ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>12,360円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,450円</u></p> <p>（2）〔略〕</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、</p>	<p><u>世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円</u></p> <p><u>（ロ） 特定世帯 70円</u></p> <p><u>（ハ） 特定継続世帯 105円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,455円</u></p> <p>ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,425円</u></p> <p>ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>11,880円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,850円</u></p> <p>（2）〔略〕</p> <p><u>（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>イ 前項第1号トに規定する金額を減額した世帯 165円</u></p> <p><u>ロ 前項第2号トに規定する金額を減額した世帯 275円</u></p> <p><u>ハ 前項第3号トに規定する金額を減額した世帯 440円</u></p> <p><u>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 550円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被</p>

改正前	改正後
<p>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第147条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第147条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第147条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)</u>は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改正前	改正後
<p>第18条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>第18条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第20条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第20条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び</p>

改正前	改正後
<p>の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律</p>	<p>第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税</p>

改正前	改正後
<p>(昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第161条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第161条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第26条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び</p>	<p>等に関する法律(昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第161条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第161条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第26条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び</p>

改正前	改正後
<p>雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第27条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第27条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

改正前	改正後
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大船渡市市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第40号(大船渡市税条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第140条	国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を追加するとともに、当該課税額の限度額を3万円とすることを定めるものである。
第141条	国民健康保険税の基礎課税額の所得割額の税率について、100分の7.2とすることを定めるものである。
第142条	国民健康保険税の基礎課税額の均等割額について、被保険者1人当たり29,700円とすることを定めるものである。
第143条	国民健康保険税の基礎課税額の世帯別平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は20,700円、特定世帯は10,350円、特定継続世帯は15,525円とすること等を定めるものである。
第147条の3	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の税率について、100分の0.3とすることを定めるものである。
第147条の4	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額について、被保険者1人当たり1,100円とすることを定めるものである。
第147条の5	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額について、18歳以上被保険者1人当たり100円とすることを定めるものである。
第147条の6	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は700円、特定世帯は350円、特定継続世帯は525円とすることを定めるものである。
第161条	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の軽減額等を定めるものである。
附則第18条の5	文言を整理するものである。
附則第18条の6	文言を整理するものである。
附則第20条	文言を整理するものである。
附則第21条	文言を整理するものである。
附則第22条	文言を整理するものである。
附則第23条	文言を整理するものである。
附則第24条	文言を整理するものである。
附則第25条	文言を整理するものである。
附則第26条	文言を整理するものである。

条 項	要 旨
附則第27条	文言を整理するものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1条	この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。
第2条	改正後の条例の規定は、令和8年度分以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものである。

議案第41号

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第11号）を定めることについて

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第42号

令和8年度大船渡市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

令和8年度大船渡市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第43号

令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて

令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年3月17日提出

大船渡市長 渕 上 清